平成２２年（再イ）第１３７号
北九州市小倉南区企救丘２丁目14番５―804号
再生債務者　日吉　和彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再イ）第９号
熊本県玉名郡南関町大字小原120番地３
再生債務者　大坪　美香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（再イ）第４８３号
札幌市厚別区厚別中央１条７丁目11番１号
再生債務者　工藤　優子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第８６号
函館市高松町575番地176
再生債務者　三浦　雅広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日　函館地方裁判所

平成２２年（再イ）第１５０号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷1429番地16
再生債務者　又野　昭博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月31日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第２９５号
千葉県市川市柏井町３丁目155番地の82
再生債務者　今　　啓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第２９号
千葉県木更津市大稲182番地６
再生債務者　宮下　民生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（再イ）第８９号
川崎市高津区蟹ケ谷59番地　シーズガーデン日吉605
再生債務者　査　　忠磊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（再イ）第３２１号
愛知県あま市七宝町川部佛供田32番地５
再生債務者　井上　智史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第２１号
三重県多気郡明和町大字川尻697番地
再生債務者　奥田　知明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日　　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（再イ）第２２号
三重県松阪市大黒田町260番地４
再生債務者　近藤　麻由
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日　　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（再イ）第３１号
長崎県大村市松山町191番地４
再生債務者　濱﨑　一彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日　長崎地方裁判所大村支部

平成２２年（再イ）第３９５号
横浜市港北区鳥山町1108番地５　ユーハイツ103
再生債務者　濱野　隆一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３９６号
横浜市緑区十日市場町903番地20
再生債務者　白石　　実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３６号
滋賀県愛知郡愛荘町石橋202番地19
再生債務者　一岡　春雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（再イ）第１５２号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡南２丁目21番23号
再生債務者　中村映**澍**こと　李　　永柱
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月１日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東京都心支社公告第11号

東京都市計画防災街区整備事業京島三丁目地区防災街区整備事業の権利変換計画について認可を受けたので、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号）第219条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。
平成 23 年２月 15 日
独立行政法人都市再生機構東京都心支社
支社長　大西　　誠
記
1　防災街区整備事業の名称
東京都市計画防災街区整備事業京島三丁目地区防災街区整備事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
東京都墨田区東向島二丁目16番14号
4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
東京都墨田区京島三丁目地内
5　権利変換期日
平成23年３月１日
6　権利変換計画の認可を受けた年月日
平成23年１月24日
以　上